

第58回中小企業団体全国大会開催される!(上)

～中小企業対策の拡充・強化など重要課題12項目を決議～

- 全国中央会・都道府県中央会 -



全国中央会及び都道府県中央会は、10月19日、東京・渋谷「C.C. Lemonホール(渋谷公会堂)」において、第58回中小企業団体全国大会を開催した。『広げよう連携の絆 新たなる飛躍のとき』をキャッチフレーズに、全国各地から中小企業団体の代表者2,100名が参集し、本会からも152人の組合関係者が参加した。来賓として甘利 明・経済産業大臣、石毛博行・中小企業庁長官を始めとする政界関係者、江崎格・商工中金理事長など関係機関並びに各政党からも多数が臨席。議案ごとに意見発表が行われた後、“中小企業対策・中小企業連携組織対策の拡充・強化、組合制度の更なる改善”など重要課題12項目が決議された。

なお、本会からは大村会長が「中小企業連携組織対策の充実と組合制度の更なる改善について」の意見発表を行った。

また本大会では、全国の優良組合32組合、組合功労者72名、中央会優秀専従者28名の表彰も併せて行われた。

なお、次回第59回大会は、同じく東京都にて開催されることが発表された。 決議の内容は次のとおり

広げよう連携の絆 新たなる飛躍のとき

我が国企業の99.7%を占める中小企業は、雇用の7割を支え、製造業出荷額の5割超、卸売業販売額の6割超、小売業販売額の7割超のウェイトを占めており、まさに我が国経済社会の活力の源、国の礎である。

開廃業率の逆転現象は依然として継続しているが、開業率が上向きに転じる一方、廃業率も増加しており、その差はさらに拡大してきている。

倒産件数は、沈静化傾向にあるといわれてきたが、昨年度底を打ち増加基調に転じ、本年度に入り着実に増加しており、しかも、不況型倒産の構成比が7割を超えるなど従来の景気低迷期と変わっておらず、事業不振に苦しむ中小企業の倒産がベースとなっている。

我が国の景気は、デフレから脱却しつつあるとされているが、地域間の跛行性は大きく、地方経済と中小企業は振るわず、多くの中小企業は受注量の減少、収益の低下に苦しんでいる。量的繁忙を極めている企業においても、原材料の高騰、単価引下圧力によって利益を確保することができないままである。

また、原油価格の高騰はあらゆる業種を直撃しており、ゼロ金利解除による金利上昇なども含め、企業業績の減速懸念

などの不透明要因を抱え、多くの中小企業は依然として収益低迷と過剰債務に悩まされている。

大企業を中心に景気回復が喧伝されているが、中小企業においては、未だ景気回復を実感するにはほど遠い状況に置かれているものが圧倒的多数を占めており、いわゆる「格差の拡大」を実感として受け止めている中小企業が多数に上っている。

したがって、景気回復の効果を中小企業に広く及ぼすため、政府は積極的な経済対策、中小企業対策を講ずるべきである。

近年、科学技術創造立国の実現、産学官連携の強化が国を挙げての重要課題とされているが、これを実現させるためには、大学・研究機関と大企業の連携だけでなく、より多くの中小企業との連携を広く進めることが必要であり、そのためには、中小企業が相互に経営資源を補完し、知識と技術を持ち寄り協同して取組みを進める中小企業組合を連携の中核に位置付けることが極めて有効である。

また、中小企業対策としても、このような国を挙げての重要課題を推進する態勢を整えるべきであり、今こそ、国の責任において中小企業対策を大胆に、かつ、積極的に展開していくべきである。

もとより中小企業基本法は、国の責務として、中小企業者が相互にその経営資源を補完することに資するため、中小企業者

の交流又は連携の推進、中小企業者の事業の共同化のための組織の整備、中小企業者が共同して行う事業の助成その他の必要な施策を講ずることを定めている。

意欲と能力のある中小企業はもちろん、多くの中小企業が将来に向かって希望を持って挑戦していけるよう、中小企業対策、とりわけ、創業・起業の促進、新連携の推進、新事業展開などの視点から、中小企業連携組織対策を中小企業政策の中核として位置付け、抜本的に強化するべきである。

また、これら事業の遂行を担う連携支援機関である中小企業団体中央会の指導体制の整備及び事業遂行に対する強力な政策支援は必要不可欠であり、万全の措置を講ずるべきである。

政府は、全国430万中小企業が、企業家精神を大いに発揮し、生き生きと経営に励むことができるよう、中小企業政策が国の最重要課題であることを再認識し、本大会が決議した事項を早急に実現すべきである。

1．中小企業対策・中小企業連携組織対策の拡充・強化、組合制度のさらなる改善

景気回復の効果を広く中小企業が享受できる確かなものとし、持続可能な経済成長の腰を折ることのないよう慎重な経

済運営に努めること。

特に、中小企業が創業・経営革新・新連携・産学官連携等に積極果敢に取り組んでいけるよう、中小企業対策予算の大幅増額など、中小企業対策全体を拡充すること。

国・地方公共団体は、中小企業連携組織対策を中小企業対策の重要な柱として位置付けを強化し、同対策の拡充・強化に万全を期すること。

中小企業組合制度のさらなる改善のための検討を開始すること。

2．中小企業金融対策の拡充

構造変化や景気変動等の外部要因の影響を受けやすい中小企業を金融面から支援するため、政策金融改革における中小企業金融機能の維持・強化、担保や保証に依存しない融資や再生・再挑戦に対する金融制度の充実、信用補完制度の適正な見直しなど、中小企業金融対策を拡充すること。

3．信用組合に対する支援の充実

中小企業金融の円滑化と地域経済の振興・発展に重要な役割を果たしている信用組合が、相互扶助による協同組織の金融機関として、今後もその機能を有効に果たすことができるよう、必要な措置を講ずること。
(以下次号)